

結核健康診断の実施について

(2020. 6)

福山市に所在する下記施設の管理者（実施義務者）は、対象者に定期結核健診を実施した後、福山市保健所保健予防課まで実施状況の報告をお願いします。

1. 定期結核健診義務付け施設

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める結核健康診断対象者】

実施義務者	対 象	定期及び回数
事業者	(1) 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）において業務に従事する者（※注1）	毎年度
	(2) 病院、診療所、助産所、介護老人保健施設において業務に従事する者（※注1）（※注6）（※注7）	
	(3) 社会福祉施設（★の施設のみ）において業務に従事する者（※注1）（※注4）	
学校の長 （※注2）	(1) 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（就業年数が1年未満のものを除く。）の学生又は生徒 （※注3）	入学した年度
施設の長 （※注4）	(1) 監獄に収容されている者	20歳に達する日の属する年度以降において毎年度
	(2) 生活保護法に規定されている施設に収容されている者 ★ 救護施設 ★ 更正施設	65歳に達する日に属する年度以降において毎年度
	(3) 老人福祉法に規定されている施設に収容されている者 （※注5） ★ 養護老人ホーム ★ 特別養護老人ホーム ★ 軽費老人ホーム	
	(4) 障害者総合支援法に規定されている施設に収容されている者★ 障害者支援施設（※注5）	
	(5) 売春防止法に規定されている施設に収容されている者 ★ 婦人保護施設	

市町村長	(1) 1～3の対象者以外の者（市町村長が定期の健康診断の必要がないと認める者を除く）	65歳に達する日に属する年度以降において毎年度
	(2) 市町村がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者	市町村が定める定期

(※注1) 職員

施設で働くすべての人が対象。したがって、労働者だけでなく管理者も対象。また、労働安全衛生法令に基づく健康診断（いわゆる職場健診）の対象でない非正規雇用労働者（非常勤職員・派遣職員・パート・アルバイトなど）も対象。

(※注2) 学校

学校教育法に基づく学校だけでなく、専修学校および東京都認可各種学校も対象。ただし、修業年限が1年未満のコースしかない各種学校および幼稚園は対象外。

(※注3) 学生又は生徒

1年生のみ対象。また、新入生ではないが、中高一貫校の高校1年生も対象。2年生以上は（編入生・転入生も）対象外。また、新入生でも、小学校1年生および中学校1年生は対象外。さらに、各種学校の修業年限が1年未満のコースの新入生も対象外。

(※注4) 社会福祉施設

生活保護法に基づく施設、老人福祉法に基づく養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム（ケアハウス）、障害者総合支援法に基づく障害者支援施設が対象。

(※注5) 65歳以上の入所者

社会福祉施設を通所のみで利用する方は、65歳以上でも対象外。

(※注6) 病院、診療所、助産所

医師・歯科医師が管理者であっても、訪問看護ステーションなど介護を目的とする事業所や、病院・診療所として許可・届出のない事業所は対象外。

(※注7) 介護老人保健施設

介護保険法に基づく福山市内の認可施設が対象。

2. 対象者数と受診者数について

- 対象者数は、結核予防対策の評価指標である受診率や結核発見率などを算出するために、必要不可欠です。しかし、法令に規定された報告項目ではないので、基準日の規定がありません（感染症法施行規則第27条の5）。福山市保健

所では、報告書の記入日を基準としています。記入日に在籍している方（管理者が職員または生徒・学生・入所者として把握している方）を対象者として、報告してください。対象者と受診者の同一施設での重複を避けるため、年度内に1回だけ報告してください。

- たとえこの1年に健診を受診した方でも、記入日に在籍していない方（年度途中で就職・入学・入所したり、退職・退学・退所したりした方）は本報告の対象者としませんので、お手数ですが、対象者数および受診者数から除いていただきますようお願いいたします。
- 感染症法に基づく健診を受診しなくても、その対象者が他の機会に胸部エックス線検査を受診し、その結果を管理者が把握している場合には、定期結核健診を受診したものとしてください。下記の例の胸部エックス線検査は、各管理者が指定する日の前後3か月以内に実施されたものであれば、定期結核健診とみなします。（感染症法第53条の2第4項、第53条の4）

○医療機関の職員が、労働安全衛生法に基づく労働者の健診（いわゆる職場健診）で胸部エックス線検査を受けた場合

○学校の生徒と職員が、学校保健安全法に基づく健診（いわゆる学校健診）で胸部エックス線検査を受けた場合

○管理者が定める健診を受けず、個人的に人間ドックで胸部エックス線検査を受けた場合

○働きながら専修学校で学ぶ学生が、学校の健診を受けず、職場の健診で胸部エックス線検査を受けた場合

○A学校とB学校の2つの学校でアルバイトしている職員が、A学校で健診を受けた場合、B学校長も定期結核健診として計上できる。

○特別養護老人ホームの入所者が、施設の健診は受けなかったが、肺炎になって医療機関で胸部エックス線検査を受けた場合

3. 対象者数と受診者数について

年度で統計をとりますので、年度内に実施した定期結核健診の実施状況は、次年度4月10日までに、持参、郵送又はFAXで、報告をお願いします。例えば、2020年度の報告は2020年4月1日～2021年3月31日実施分を2021年4月10日までに報告してください。なお、他で受けた健診を定期結核健診とみなす場合、管理者が指定する日が年度内であれば、実際の健診日が年度外であっても構いません。

4. よくある質問 Q&A

- ・直接法か間接法かわかりません。どうすればよいですか？
→直接法か間接法か不明な場合は、検査された実施機関にお問い合わせください。

- ・対象者の職員について、アルバイトも対象ですか？
→対象です。
※上記「2. 対象者数と受診者数について」参照

- ・数か月にわたって健診を実施した場合、実施年月日はどのように記載すればよいですか？
→「〇〇〇〇年〇月～〇月分」と記載し、合計数を報告してください。その際、記入日に在籍していない方（年度途中で就職・入学・入所したり、退職・退学・退所したりした方）は対象者数および受診者数から除いてください。
※上記「2. 対象者数と受診者数について」参照

- ・報告年月日はいつにすればよいですか？
→対象者数と受診者数を記入された日を記入してください。